

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童扶養手当の支給に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良市は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

奈良市長

公表日

令和8年3月11日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の内容	<p>市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童(18歳になって最初の3月31日をむかえるまでの者。ただし、心身に一定の障がいがある場合は20歳までの者。以下同じ。)や父又は母が重度の障がいの状態にある児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助け、児童の健全育成を図ることを目的として、児童の父又は母や父又は母に代わってその児童を養育している者に児童扶養手当を支給している。</p> <p>奈良市は、児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①児童扶養手当の支給認定又は却下の決定を行うため、請求者又は受給資格者から提出のあった認定請求又は届出等から入手した情報を管理する。</p> <p>②児童扶養手当の支給認定又は却下の決定を行うため、請求者又は受給資格者の地方税関係情報を確認する。</p> <p>③請求者、受給資格者及び対象児童の宛名情報の特定や突合を行うため、共通宛名情報を管理する。</p> <p>④児童扶養手当の認定請求及び届出に関して必要に応じて都道府県又は他の市町村に通知する。</p> <p>⑤児童扶養手当の受給資格者、受給資格者の配偶者、扶養義務者及び対象児童の住民基本台帳の異動を確認する。</p> <p>⑥児童扶養手当の認定請求及び届出に対する決定内容を通知する。</p> <p>⑦児童扶養手当の支給処理を行う。</p> <p>⑧関係機関からの資料の閲覧若しくは提供の請求又は報告の求めに対し応答する。</p> <p>※請求者又は受給資格者と同居の扶養義務者又は配偶者がある場合は、扶養義務者についても同様に状況を確認する。</p>
③対象人数	<p>[1,000人以上1万人未満]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	福祉情報システム
②システムの機能	<p>①認定請求処理 認定請求書を受付け、受給者情報を登録し、認定・却下を行う。</p> <p>②継続認定処理 現況届、所得状況届の入力を行い、支給区分、支給額を決定する。</p> <p>③各届の処理 額改定請求、額改定届、資格喪失届、支給停止関係届、住所変更届、氏名変更届、死亡届等の処理を行う。</p> <p>④支払処理 受給者への支払を定時・随時に行う。 必要な場合支払の差止め、支払額の調整を行う。</p> <p>⑤年齢到達・時効・現況届未提出の処理 年齢到達対象者の抽出し、資格喪失等の処理を行う。 時効対象者の抽出、処理を行う。 現況届未提出者の一覧表作成を行う。</p> <p>⑥統計処理 福祉行政報告例第26表、第61表、受給者数等報告書、月別支払状況等を作成する。</p> <p>⑦各種帳票出力 受給資格者台帳、手当証書、債権管理台帳の印刷、各事務処理に合わせた一覧表、受給者宛通知書等の印刷を行う。</p> <p>⑧台帳照会 受給資格者、児童に関する情報(支払、所得状況の履歴を含む)の検索・表示を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム4	
①システムの名称	共通基盤システム
②システムの機能	<p>庁内でのデータ連携機能を有する。</p> <p>1. 既存住民基本台帳システムから住民票異動情報を取り込み、各業務の宛名データへ連携する。 2. 各業務システムが作成した住登外宛名へ連携する。 3. 税・福祉など各業務システムが他業務へ連携するデータの授受をする。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (各種業務システム)</p>
システム5	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	<p>【住民向け機能】 自ら受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能</p> <p>【地方公共団体向け機能】 市民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (奈良電子自治体共同運営システム)</p>
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当システムファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表の56の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号利用法第19条第8号 ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令 (情報提供の根拠) 表17、20、42、53、76、89、90、125、141、155、161の項 (情報照会の根拠) 表81の項</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども未来部 子ども給付課
②所属長の役職名	子ども給付課長
7. 他の評価実施機関	
—	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	児童扶養手当の受給資格者・その配偶者・対象児童
その必要性	児童扶養手当に関する記録を正確かつ統一的去に行い、児童扶養手当の審査・認定・支給に関する事務を処理する必要があるため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (支払口座情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ①個人番号・4情報・その他住民票関係情報 本人特定を行い各情報を記録し、受給資格者台帳の基礎とするため。 ②その他識別情報 受給資格者毎に認定番号を付して、受給状況を管理するため。 ③連絡先 受給資格者に問合せや連絡を行うため。 ④地方税関係情報 認定や現況届時の所得審査に用いるため。 ⑤児童福祉・子育て関係情報 申請者からの聴き取り情報等の特記事項を記載するため。 ⑥生活保護・社会福祉関係情報 他制度の受給状況等を記録するため。 ⑦年金関係情報 公的年金等の受給状況を確認した上で児童扶養手当の支給額を認定するため。 ⑧その他(支払口座情報等) 手当を口座振込するため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成31年1月1日
⑥事務担当部署	子ども未来部 子ども給付課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課 市民税課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構等) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (サービス検索・電子申請機能)	
③使用目的 ※	児童扶養手当の受給資格の審査・認定・支給事務を処理するため。	
④使用の主体	使用部署	子ども未来部 子ども給付課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		①請求者及び届出者からの請求書類及び各種届出書類を審査する(その際、庁内他部署や他団体から情報提供を受ける場合もある)。 ②請求書類及び各種届出書類をシステム入力し、各種決定を行う。 ③番号利用法第19条第8号及び番号利用法第19条第8号に基づく主務省令に規定された情報連携を実施するために使用する。
	情報の突合	①認定請求及び各種届出書類の真正性を確認し、入力する際に、請求者等の宛名情報を団体内統合宛名システムの個人番号と突合する。 ②住登外者の認定請求及び各種届出書の真正性を確認し、取り込む時に請求者等の宛名情報が団体内統合宛名システムの個人番号と突合出来ない場合は住民基本台帳ネットワークシステムを利用し情報を突合する。 ③認定請求及び各種届出書類の審査のため、各種届出書類等の内容と庁内他部署や情報提供ネットワークシステム等から入手した情報を突合する。
⑥使用開始日	平成31年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> (1) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	福祉情報システムの運用・保守業務	
①委託内容	福祉情報システムの運用・保守業務(法制度改正に伴う改修作業を含む)	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 アイネス	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

移転先1	福祉部 保護課
①法令上の根拠	番号利用法 第9条第2項 奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奈良市条例第42号。以下「番号利用条例」という。) 第4条第3項
②移転先における用途	番号利用法 別表23の項に定める事務 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務
③移転する情報	児童扶養手当による児童扶養手当の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童扶養手当の受給資格者・その配偶者・対象児童
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (端末参照)
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
移転先2～5	
移転先2	福祉部 保護課
①法令上の根拠	番号利用法 第9条第2項、番号利用条例 第4条第3項
②移転先における用途	番号利用法別表95の項に定める事務 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務
③移転する情報	児童扶養手当による児童扶養手当の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童扶養手当の受給資格者・その配偶者・対象児童
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	業務の中で必要な都度
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

< 当市における設置 >

- ・盗難を防ぐために、特定個人情報を記した関係書類及び記憶媒体は施錠できる場所に保管している。
- ・火災によるデータ消失を防ぐためにサーバを設置している施設内に消火設備を完備している。
- ・新耐震基準に基づいて設計、施工された施設内にサーバを設置している。また、電力の確保のため自家発電装置を完備している。
- ・特定個人情報が記された紙媒体及び記憶媒体については、行政文書管理規則及び行政文書管理規程に基づいて保存年限経過後は、個人情報の流出がないよう適切な方法により破棄処分している。

< 中間サーバ・プラットフォームにおける設置 >

- ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。
- ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

< サービス検索・電子申請機能及び奈良電子自治体共同運営システムにおける措置 >

- ・システム内のデータはセキュリティゲートにて入退室管理している建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。
- ・特定個人情報は、データセンターに設置されたサーバに一時的に保管される。
- ・一時的に保管された個人番号付電子申請データは、紙に打ち出し後、速やかに完全消去する。

< ガバメントクラウドにおける措置 >

- ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。
 - ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。
 - ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。
- ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

7. 備考

-

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

児童扶養手当情報ファイル

名称	資格履歴	名称	支払履歴
No.	項目名	No.	項目名
1	個人番号	1	振込不能フラグ
2	決定結果	2	振込年月日
3	決定内容入力日	3	振込金額
4	決定年月日	4	調整前振込金額
5	決定理由	5	調整金額
7	受給者番号	6	対象年月
8	職権フラグ	7	出張所区分
9	申請種別	8	支払処理年月日
10	申請内容入力日	9	支払区分
11	申請年月日	10	支払期
12	申請理由	11	支店名カナ
		12	支店名
		13	支店番号
名称	手当支給要件児童	14	口座名義人カナ
No.	項目名	15	口座番号
1	監護の有無	16	口座種別名称
2	減額開始年月	17	口座種別
3	在学終了日	18	金融機関名カナ
4	再診日	19	金融機関名
5	算定対象児童内出生順	20	金融機関番号
6	算定対象非該当事由	21	枝番
7	算定対象非該当日		
8	算定対象該当事由	名称	適用除外情報
9	支給要件該当事由	No.	項目名
10	支給要件該当日	1	区分
11	支給要件発生日	2	現況年度
12	支給要件非該当事由	3	五年等経過月
13	支給要件非該当日	4	事前通知発送日
14	児童宛名コード	5	適用除外事由
15	児童生年月日	6	適用除外届提出日
16	児童続柄	7	適用除外届番号
17	障害有無	8	適用除外認定日
18	生計関係	9	適用除外フラグ
19	手当障害等級	10	督促日
20	同居別居の別	11	メモ
21	当初支給開始日	12	未庁日
22	別居区分		
23	有期認定日	名称	過払情報
24	養育開始日	No.	項目名
25	算定対象該当日	1	未調整額
26	有期認定事由	2	調整全額
		3	調整済額
名称	手当資格内容	4	調整債権区分
No.	項目名	5	債権未納額
1	未支払手当支給決定結果	6	債権返納済額
2	未支給請求者の受給者との関係	7	債権全額
3	未支給請求者 債権者宛名コード	8	過払全額
4	未支給 返還の別	9	過払番号
5	年金受給区分		
6	当初支給開始日	名称	過払月額
7	手当種別	No.	項目名
8	手当月額	1	枝番
9	所得判定対象者	2	過払金額
10	証書記号	3	過払番号
11	受給者区分	4	対象年月
12	事由発生日		
13	住登外区分		
14	児童数		
15	実支給月額		
16	算定対象児童数		
17	災害特例該当		
18	子加算前額		
19	公的年金等停止額		
20	減額適用区分		
21	減額開始年月		
22	開始 改定 終了		
23	3子以降加算額合計		
24	2子加算額		
25	13条の3停止額		

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

児童扶養手当情報ファイル

名称 No.	受給年金情報 項目名	名称 No.	中間サーバ 項目名
1	年金分類	1	情報提供用個人識別符号
2	年金種類	2	団体内統合宛名番号
3	記号番号	3	児童扶養手当関係情報
4	障害等級		
5	照会先コード		
6	照会年月日		
7	受給開始年月日		
8	受給終了年月日		
9	停止開始年月日		
10	停止終了年月日		
11	年度		
12	届出		
13	改定年月		
14	本人対象		
15	児童対象		
16	加算対象		
17	職権年金照会		
18	世帯年金年額		
19	世帯年金月額		
20	本人年金年額		
21	本人年金月額		
22	提出年月日		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・データ移転先から申請書を求め、データ移転元がその法的根拠等を判断し、承認を得たもののみデータの移転を許可する。 ・庁内連携システムを利用した情報の移転はすべて記録を残しており、どのシステムから移転の要求があったかについて記録される。 ・庁内他機関には、特定個人情報を提供していない。 	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・データ移転先から申請書を求め、データ移転元がその法的根拠等を判断し、承認を得たもののみデータの移転を許可する。 ・庁内連携システムを利用した情報の移転はすべて記録を残しており、どのシステムから移転の要求があったかについて記録される。 ・庁内他機関には、特定個人情報を提供していない。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を不要に外部に持ち出すことを防ぐため、管理権限のある者以外のユーザーについては外部記憶媒体へのコピーができない仕組みが講じられている。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクを防ぐため、本業務で保有する情報全てを連携することはできず、移転元から承認された情報しか移転できないよう、仕組みとして担保されている。また決められた提供・移転先のみには情報の提供・移転ができない仕組みとなっている。 ・データの移転については、可能な限り共有ファイルを使用するものとする。 ・移転のため記憶媒体を使用した場合、個人情報の有無に関わらず使用の完了のときにデータを削除し、所定の場所で保管している。 ・市長部局内の他部署職員が端末参照することにより移転する場合、専用の共用IDを使用させ、使用者氏名及び使用時間をID使用簿に記載させて管理する。 ・情報照会・情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した共通基盤を通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止している。 ・共通基盤では本業務で保有する情報を全て連携することはできず、移転先から承認された情報しか移転できないよう、仕組みとして担保されている。また、決められた提供・移転先のみには情報の提供・移転ができない仕組みとなっている。 		

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【不適切な方法で提供されるリスクに対する措置】

＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞

- ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。
 - ②中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が残されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。
- (※)暗号化・複合機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。

＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞

- ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。
- ②中間サーバと各団体システムとの接続についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。
- ③中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にアクセスできないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

【誤った情報を提供してしまうリスク及び誤った相手に提供してしまうリスクに対する措置】

＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞

- ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。
 - ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。
 - ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存住基システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。
- (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。

【その他のリスクに対する措置】

＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞

- ①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞

- ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバと各団体システムとの接続についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	会計年度任用職員が、保管中の他人のマイナンバーカードに交付処理した後、マイナポイントを搾取し、当該マイナンバーカードを切断し破棄した。	
再発防止策の内容	職員の服務規程や情報セキュリティ研修を強化する。 パスワードの適正管理、利用後のログアウトを徹底する。 マイナンバーカードの事務取扱時の確認を強化する。 マイナンバーカードを取り出す際に複数人でダブルチェックを実施する。 マイナンバーカード取扱手順書の見直しを実施する。 マイナンバーカード取扱い窓口等に監視カメラを増設する。 保管庫の配置場所を変更し、改めてセキュリティ区画図を明確にする。	
その他の措置の内容	<p>【物理的対策】 <本市における措置> ・盗難を防ぐために、特定個人情報を記した関係書類及び記憶媒体は施錠できる場所に保管している。 ・火災によるデータ消失を防ぐためにサーバを設置している施設内に消火設備を完備している。 ・新耐震基準に基づいて設計、施工された施設内にサーバ室を設けている。また、サーバに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理及び防水設備等を講じている。 ・特定個人情報を保管するサーバ設置場所は、生体認証装置により入室管理を行っている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>【技術的対策】 <本市における措置> ・端末機PCについては、個人情報をローカル保存せず、サーバ内の所定の保管フォルダに保存することとしている。 ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないようファイアウォールを設置している。 ・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入している。 ・OSには必要に応じてセキュリティパッチ適用を実施している。 ・基幹系PCについては、外部ネットワークに繋げない。 ・システムに入力された情報の漏えいを防止するため、PC及びシステムは、ユーザーID及びパスワードによる認証を行っている。 ・ソフトのインストールには管理者権限が必要となるよう制限をかけている。 ・サービス検索・電子申請機能及び奈良電子自治体共同運営システムと地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いてHTTPSによる暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス権限、侵入防止を行うとともにログの解析を行う。 ②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>【バックアップ】 ・サーバ機器の故障に備えて、システム復旧に必要なデータのバックアップを行っている。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク】
 ・受給資格のある者については、年に一度現況届の提出により更新を行っている。また、本人から届出があった際は、データを即時更新している。

【特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク】
 <データの取扱い>
 ・特定の期間で消去すると、債権管理などで不都合が生じるおそれがあるため消去は行わない。

<帳票の取扱い>
 ・帳票については、行政文書管理規則及び行政文書管理規程に基づいて保存年限の経過後は、個人情報の流出がないよう適切な方法により破棄処分している。

【その他】
 ・個人情報を含む書類の紛失を防ぐため、日付順に「受付簿」を作成している。
 ・記憶媒体については、個人情報の有無に関わらず使用の完了のときにデータを削除し、所定の場所で保管している。
 ・課内にあるPCにはすべてセキュリティワイヤーにより盗難防止対策をしている。
 ・PC、サーバー、記憶媒体等を破棄するときは、そのものにデータが残っていないことを確認した上で破棄処分している。

8. 監査

実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査	[<input type="checkbox"/>] 外部監査
-------	--------------------------------	--------------------------------	-----------------------------------

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<本市における措置> ・職員を対象に、情報セキュリティ研修を年1回実施している。 ・違反行為を行った者に対し、その都度指導をする。度重なる違反行為又は重大な違反行為の場合は、懲戒処分の対象とする。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	

10. その他のリスク対策

<本市における措置>
 ・個人番号の不正使用が発生した場合は、番号利用法第7条第2項の規定に基づき、不正使用された本人からの申請を受け、個人番号の変更を市民課に依頼する。

<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>
 ①中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

<ガバメントクラウドにおける措置>
 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。
 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。
 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号 630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公開係
②請求方法	必要事項を記載した書面により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号 630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公開係
②対応方法	・問合せ受付時に受付票を作成し、対応に関する記録を残す。 ・必要に応じて担当部署に連絡し、協議のうえ対応する。 ・重大な事案については、庁内横断的に連絡をとり対処する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年3月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月11日	公表日	令和6年3月1日	令和8年3月11日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和8年3月11日	I-4	・番号利用法第9条第1項 別表第一の37の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)別表第二の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第29条各号	・番号利用法第9条第1項 別表の56の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和8年3月11日	I-5-②法令上の根拠	・番号利用法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号及び別表第二 (番号利用法別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(第13項、第16項、第26項、第30項、第47項、第64項、第65項、第87項、第106項、第116項) (別表第二主務省令における情報提供の根拠) 第10条の3 第12条第1号ル、第2号リ、第4号ヌ、第5号ル、第6号リ、第8号ル 第19条第1号から第6号ル 第35条第2号 第36条第1号から第2号ロ 第44条第1号から第6号ル 第53条第1号ト 第59条の2の2第1号から第5号ヌ (番号利用法別表第二における情報照会の根拠) 第57項 (別表第二主務省令における情報照会の根拠) 第31条	・番号利用法第19条第8号 ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令(情報提供の根拠) 表17、20、42、53、76、89、90、125、141、155、161の項(情報照会の根拠) 表81の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和8年3月11日	I-6-①部署	子ども未来部 子ども育成課	子ども未来部 子ども給付課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和8年3月11日	I-6-②所属長の役職名	子ども育成課長	子ども給付課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和8年3月11日	II-2-⑥事務担当部署	子ども未来部 子ども育成課	子ども未来部 子ども給付課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

令和8年3月11日	Ⅱ-3-⑤使用方法	①請求者及び届出者からの請求書類及び各種届出書類を審査する(その際、庁内他部署や他団体から情報提供を受ける場合もある)。 ②請求書類及び各種届出書類をシステム入力し、各種決定を行う。 ③番号利用法第19条第8号及び別表第二に規定された情報連携を実施するために使用する。	①請求者及び届出者からの請求書類及び各種届出書類を審査する(その際、庁内他部署や他団体から情報提供を受ける場合もある)。 ②請求書類及び各種届出書類をシステム入力し、各種決定を行う。 ③番号利用法第19条第8号及び番号利用法第19条第8号に基づく主務省令に規定された情報連携を実施するために使用する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和8年3月11日	Ⅱ-5-提供先1	番号利用法 第19条第8号 別表第二に定められている提供先 別表第二の(第13項、第16項、第26項、第30項、第47項、第64項、第65項、第87項、第106項、第116項)	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定められている提供先 17、20、42、53、76、89、90、125、141、155、161の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和8年3月11日	Ⅱ-5-提供先1-①法令上の根拠	番号利用法 第19条第8号 別表第二 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、 第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(第13項、第16項、第26項、第30項、第47項、第64項、第65項、第87項、第106項、第116項)	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表のうち、 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、 第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(17、20、42、53、76、89、90、125、141、155、161の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和8年3月11日	Ⅱ-5-提供先1-②提供先における用途	番号利用法 第19条第8号 別表第二に定められている用途	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定められている用途	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和8年3月11日	Ⅱ-5-提供先1-③提供する情報	番号利用法別表第二における児童扶養手当法による児童扶養手当に関する特定個人情報	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における児童扶養手当法による児童扶養手当に関する特定個人情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和8年3月11日	Ⅱ-5-移転先1-②移転先における用途	番号利用法 別表第一 15の項に定める事務 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	番号利用法 別表23の項に定める事務 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和8年3月11日	Ⅱ-5-移転先2-②移転先における用途	番号利用法別表第一 63の項に定める事務 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務	番号利用法別表95の項に定める事務 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

<p>令和8年3月11日</p>	<p>Ⅱ-6 特定個人情報の保管・消去</p>	<p>< 当市における設置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 盗難を防ぐために、特定個人情報を記した関係書類及び記憶媒体は施錠できる場所に保管している。 火災によるデータ消失を防ぐためにサーバを設置している施設内に消火設備を完備している。 新耐震基準に基づいて設計、施工された施設内にサーバを設置している。また、電力の確保のため自家発電装置を完備している。 特定個人情報が記された紙媒体及び記憶媒体については、行政文書管理規則及び行政文書管理規程に基づいて保存年限経過後は、個人情報の流出がないよう適切な方法により破棄処分している。 <p>< 中間サーバ・プラットフォームにおける設置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <p>< サービス検索・電子申請機能及び奈良電子自治体共同運営システムにおける措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> システム内のデータはセキュリティゲートにて入退室管理している建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 特定個人情報は、データセンターに設置されたサーバに一時的に保管される。 一時的に保管された個人番号付電子申請データは、紙に打ち出し後、速やかに完全消去する。 	<p>< 当市における設置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 盗難を防ぐために、特定個人情報を記した関係書類及び記憶媒体は施錠できる場所に保管している。 火災によるデータ消失を防ぐためにサーバを設置している施設内に消火設備を完備している。 新耐震基準に基づいて設計、施工された施設内にサーバを設置している。また、電力の確保のため自家発電装置を完備している。 特定個人情報が記された紙媒体及び記憶媒体については、行政文書管理規則及び行政文書管理規程に基づいて保存年限経過後は、個人情報の流出がないよう適切な方法により破棄処分している。 <p>< 中間サーバ・プラットフォームにおける設置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <p>< サービス検索・電子申請機能及び奈良電子自治体共同運営システムにおける措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> システム内のデータはセキュリティゲートにて入退室管理している建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 特定個人情報は、データセンターに設置されたサーバに一時的に保管される。 一時的に保管された個人番号付電子申請データは、紙に打ち出し後、速やかに完全消去する。 	<p>事前</p>	<p>重要な変更に伴う再実施</p>
<p>令和8年3月11日</p>	<p>Ⅲ-3 リスクに対する措置の内容</p>	<p>—</p>	<p>< ガバメントクラウドにおける措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉情報システムは、番号利用法別表及び関係主務省令に定められた事務以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。 アクセス制御機能により、評価対象の事務に必要な情報にはアクセスできないようにする。また、団体統合宛名システムへは個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みとする予定であり、当該事務にて必要な情報との紐付けは物理的に不可能である。 個人番号と紐付けて取得及び管理する特定個人情報は、システムの機能として、業務上必要な情報に限定しているため、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。 福祉情報システムでは、個人番号を保持するテーブルと、特定個人情報を含むデータベースを切り離して管 	<p>事後</p>	<p>その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。</p>

令和8年3月11日	Ⅲ－6－リスクに対する措置の内容	—	<p>許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第9号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和8年3月11日	Ⅲ－10その他のリスク対策	<p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号の不正使用が発生した場合は、番号利用法第7条第2項の規定に基づき、不正使用された本人からの申請を受け、個人番号の変更を市民課に依頼する。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	<p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号の不正使用が発生した場合は、番号利用法第7条第2項の規定に基づき、不正使用された本人からの申請を受け、個人番号の変更を市民課に依頼する。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。</p> <p>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。</p> <p>具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	事前	重要な変更に伴う再実施